

健康福祉部の経営方針の総括

1. 部の方針・重点課題の総括

●部の方針

- 「住み慣れた地域で 互いに支えあい いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念に、
- ・ 市民が健康で安心して生活が送れるよう、市民の健康づくりを進め医療サービスの確保と充実を図る。
 - ・ 地域で支えあう保健福祉の基盤づくりを進め、高齢者福祉や障害者福祉など、福祉サービスの充実を図る。
 - ・ 国民健康保険や介護保険など、社会保障制度の健全運営を図る。

●部の経営資源

【健康福祉部】

- ・ 職員数（平成 24 年 3 月 31 日現在）

部長 1 人 保健福祉政策課 6 人 健康づくり課 14 人 福祉課 19 人

介護保険課 20 人 地域包括支援センター 11 人 国保医療課 15 人 大島診療所 3 人

健康福祉部職員計 89 人

（うち非常勤嘱託職員・非常勤任用職員・再任用職員・任期付職員（常勤・短時間） 20 人）

職員比率（正規職員）16.4 %（健康福祉部 69 人/市職員 420 人）

- ・ 決算額（平成 23 年度）

一般会計 5,280,241 千円

国民健康保険特別会計（事業勘定） 9,538,372 千円

国民健康保険特別会計（直診勘定） 65,161 千円

後期高齢者医療特別会計 1,189,342 千円

介護保険特別会計（事業勘定） 5,743,581 千円

介護保険特別会計（サービス事業勘定） 29,199 千円

宗像市・福津市介護認定審査会特別会計 34,521 千円

●部の重点課題

- ・ 予防重視の健康づくりと介護予防の推進

市民の健康づくりを進めるうえで、運動や食生活等の生活習慣の改善、感染症予防など、予防対策を中心に施策を進めるとともに、高齢者に対しては、介護予防に重点を置いた施策を進める。

- ・ 障害者の自立支援

障害者の地域生活への移行支援や就労支援など、障害者の自立を支援する。

- ・ 高齢者の生きがいづくりと災害時要援護者支援体制の整備

高齢者の生きがいがづくりと子どもの健全育成を目的とした「幼老共生事業」を試行するなど、高齢者の生きがいがづくりのための施策を進めるとともに、高齢者などの見守りや災害時の支援体制の整備を進める。

【総括】

市民の健康づくりでは、『健康むなかた 21』及び『健康むなかた食育プラン』に基づき、運動と食による正しい生活習慣を身に付ける取り組みや特定健康診査・特定保健指導の実施による生活習慣病予防など、予防重視の健康づくりに取り組んだ。また、地区コミュニティを主体とした健康づくり活動が充実するよう、健康づくりリーダー養成講座や情報交換会の開催、保健師及び管理栄養士の地区担当制配置など、市民の健康づくりの支援に積極的に取り組んだ。

障害者の自立支援については、障害者就業・生活支援センターはまゆうや福祉売店の開設など、支援、啓発の体制強化を図るとともに、個別支援会議や研修会等を積極的に開催するなど、地域生活への移行や就労支援の推進に努めた。

高齢者の生きがいがづくりと子どもの健全育成を目的とした「幼老共生事業」については「宗像市世代間交流支え合い事業」のモデル事業として「葉山ふれあいの家」の開設を支援した。

災害時要援護者の支援体制については、昨年度に引き続き、コミュニティ運営協議会、自治会、民生委員児童委員協議会等に出向き、説明会を開催するなど、取り組みについての理解と協力を求めるとともに、要援護者情報等を管理するシステムの導入を行った。

2. 部の目標の達成状況

(1)子育て支援

- ・子育て家庭への経済的な支援を充実させるため、医療費助成の上限を小学校2年生から小学校6年生まで引き上げる。

【達成状況】

平成23年9月診療分から、乳幼児（・子ども）医療費助成事業の対象者を小学6年生までに拡大した。

(2)共生するまちづくりの推進

- ・すべての人が同等に生活し、ともに助けあって生きていく地域社会づくりを進めるため、ノーマライゼーションの考え方の普及・啓発を図る。
- ・宗像市社会福祉協議会などと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などを活用し、判断能力が十分ではない人の権利擁護に取り組む。
- ・福祉の情報を必要な人の状況に応じ、広報、パンフレット、ホームページなどの多様な媒体を活用し提供する。
- ・庁内の総合的な相談体制の強化と、関係機関や団体とのさらなる連携強化に努める。

【達成状況】

- ・ 権利擁護の取組みとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度について障害者すこやかガイドブックに掲載し、相談の中で必要と思われる人に対しては、詳しい情報提供を行ながら制度利用につなげた。

NPO法人あんしんネット、社会福祉協議会、地域包括支援センターと共に成年後見研究会として情報交換を行いながら、市民後見の先進地視察等も実施した。また、成年後見制度の普及啓発について、市民団体等と新たな事業を検討し、準備を進めた結果、市民サービス協働化提案制度により、平成24年度から新規事業として「市民後見人育成事業」を実施することとなった。

ひとにやさしいまちづくりの推進として、コミュニティ・センター（河東地区、田島・神湊地区）整備事業、郷土文化学習交流施設、神湊港ターミナルにおける、多目的トイレ、玄関アプローチスロープ、展示室内スロープ、視覚障害者用誘導ブロックの設置を行い、ノーマライゼーションの普及を図った。

- ・ 相談体制では、社会福祉協議会と連携し、心配ごと相談を行っている。相談内容は、人権、法律、財産、福祉、離婚・結婚など多岐にわたっている。相談件数は618件（前年度比78件減）、利用者数は258人（同14人増）となった。

民生委員児童委員においては、ボランティア精神で高齢者から子どもの問題まで、幅広く相談や支援に取り組んでおり、地域のよき理解者、よき相談相手として、地域活動を行っている。相談・支援件数は民生委員3,067件（前年度比71件増）、主任児童委員292件（同87件増）となった。

- ・ 地域包括支援センターでは、在宅の高齢者に関わる総合的な相談窓口として、幅広い相談を受け付け（延べ相談件数約13,000件）、状況に応じて関係部署や機関、事業所等と連携して対応した。また、市民団体との協働により、介護者の悩み相談（30回、相談受付件数86件）を行った。

（3）地域保健福祉活動の推進

- ・ 地域の特性を生かしながら、災害時要援護者支援体制の整備を進めることにより、同じ地域で生活する住民同士が日常的に支えあう地域づくりを進める。
- ・ 地域に密着した保健福祉活動を実施していくため、地域福祉の担い手の確保や育成を行うとともに、資格・経験を有する市民が能力を発揮できる仕組みづくりを行う。
- ・ 企業や事業者による社会貢献としての保健福祉活動について、その資源やノウハウが地域で有効に活用されるよう、働きかけや支援を行う。
- ・ 福祉意識高揚のために、学校や社会福祉協議会と連携し、学齢期からの福祉教育を推進する。
- ・ 市民が福祉について考える機会をつくるため、啓発事業や講座などを実施する。

【達成状況】

- ・ 災害時要援護者の支援体制については、昨年度に引き続き、コミュニティ運営協議会、自治会、民生委員児童委員協議会等に出向き、地域説明会を開催するなど、取組みについての理解と協力を求めた。その結果、10自治会（合計32）と協定を締結し、台帳整備を進めており、地域に

おける要援護者の災害時の支援と平常時の見守り活動が行える体制づくりを進めた。また、市内福祉施設、介護施設を対象に福祉避難所の設置のための事前アンケート調査を行った。

- ・社会福祉協議会では、各地区の実状やニーズ・困りごとなどに対応する地区別福祉活動計画の策定を、各福祉会の協力により策定を進めている。
- ・社会福祉協議会に助成、連携して福祉教育事業を推進し、福祉教育セミナーの開催や保育園・幼稚園から高校生までの子どもたちに福祉教育の推進を行った。また、宗像市ボランティアセンター事業としてボランティアの登録及び派遣を行った。ボランティアの育成事業として小中学生を対象としたジュニアボランティアスクールや高校生ボランティアスクール、成人を対象にボランティア入門講座やボランティア養成講座などを開催した。

(4)健康づくりの推進

- ・家庭をはじめ地域全体で健康づくりに取り組む体制を構築するため、地域の健康づくりをリードする人材を育成し、コミュニティでの健康づくり活動に対する支援を行う。
- ・食を基本とした心身の健康づくりを推進するため、「健康むなかつた食育プラン」に基づき食生活に関する正しい知識の普及など、食育の実践を進める。
- ・生活習慣病の予防を推進するため、糖尿病予防教室など健康教室の開催や保健指導の実施など、予防を重視した健康づくりの取り組みを強化する。
- ・病気の早期発見・早期治療へとつなぐため、特定健診やがん検診などの受診しやすい体制づくりに取り組み受診率の向上を図る。
- ・こころの健康づくりとして、うつ病や自殺の予防対策などに関する講演会を開催し、こころと身体の健康づくりの啓発を充実させる。

【達成状況】

- ・地域主体の健康づくりを進めるため、「健康むなかつた 21（市健康増進計画）」に基づき、平成 19 年度から健康づくりリーダー養成講座を開催し、地区コミュニティでの健康づくりを担う健康づくりリーダーとしての人材育成を図っている（平成 23 年度修了者 33 人、平成 19 年度からの累計 139 人）。
- ・食育については、「健康づくり推進協議会」の中に食育推進部会を立ち上げ、食育推進を実践している関係機関・団体への情報提供・連携強化を行った。また、「健康むなかつた食育プラン」に基づき、地産地消や郷土料理の普及など、宗像市食生活改善推進会等と連携して食育を推進している。
- ・運動と食による健康づくりの啓発については、健康の保持・増進や生活習慣病予防を目的に、糖尿病予防教室やルックルック講座等による健康教育を行った（150 回開催、参加者数 4,240 人）。
- ・女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）の予防対策については、平成 23 年 1 月から開始された全額公費負担による子宮頸がん予防ワクチンの予防接種とともに、子宮頸がん・乳がん検診の公費負担での継続実施に加え、平成 23 年度から公費負担による大腸がん検診を実施し、個別通知、広報紙及び市ホームページ等の活用によるがん検診の情報提供を行っている。

- ・こころの健康づくりについては、ゲートキーパー(自殺を思い留まらせる支援者)などの人材養成研修会に加え、平成24年2月に医師を招いて講演会を開催し、市民に対するこころと身体の健康に関する啓発を行った。
- ・感染症予防対策については、県、医師会及び医療機関と必要な調整を行い、広報紙及び市ホームページ等を活用して、予防策、発生状況など市民への迅速な情報提供に努めている。

(5)地域医療・救急医療の推進

- ・身近な場所で、安心して質の高い医療サービスを継続して受けられるよう、宗像医師会などの関係団体と連携し、地域医療の充実に努める。また、急な病気やけがのときに、安心して病院にかかることができるよう、宗像医師会、宗像地区急患センター、福岡東医療センターなどの関係団体と連携し、二次医療体制の充実や離島の医療環境の向上に努める。
- ・病院への適正受診の推進と適切な医療サービスが受けられるよう、かかりつけ医の普及・啓発に努める。

【達成状況】

- ・地域の救急医療体制については、一次救急医療の「宗像地区急患センター」、外科開業医による「在宅当番医制」、二次救急医療の「病院群輪番制(宗像医師会病院、蜂須賀病院、水光会の3医療機関が毎日当番制で24時間体制)」の体制を継続し、休日や夜間でも市民が安心して質の高い地域医療・救急医療を受けられるよう医療体制の充実に努めている。離島である大島・地島地区の重篤患者等に対する救急搬送体制については、宗像地区消防本部や大島診療所等と連携し、久留米大学病院や医療法人財団池友会のドクターヘリによる搬送体制を確保している。特に小児救急医療については、一次救急医療の「宗像地区急患センター」と二次救急医療の「福岡東医療センター」の連携による小児救急医療体制を確保し、急な病気やけがに対応できる医療環境を平成21年度から整えている。
- ・救急医療機関の適切な利用については、広報紙及び市ホームページ等の活用によるかかりつけ医の普及・啓発に努めている。

(6)高齢者の生きがいづくりの推進

- ・高齢者の生きがいづくりを進めるため、老人クラブ活性化支援や地域活動への参加促進に加え「幼老共生事業」を試行する。
- ・高齢者の豊富な知識や経験を活かして、地域をはじめとするボランティア活動や就業による社会参加の機会を創出する。
- ・高齢者の健康づくり対策として、介護予防健診・介護予防教室を行うとともに、地域住民や保健福祉団体などが自主的に連携・協力し、介護予防や健康づくりに関する取り組みを支援する体制を地域や世代の特性に応じて構築する。

【達成状況】

- ・宗像市の高齢化率は23.2%に達し今後も増加傾向にある。このような中、高齢者が住み慣れた

地域等で生きがいをもって生活ができる場を確保することは介護予防の観点からも重要である。このため、高齢者の住み慣れた地域での居場所と世代間の交流を目的とした「宗像市世代間交流支え合い事業（幼老共生事業）」のモデル事業として「葉山ふれあいの家」が平成 23 年度末にスタートした。また、全国的に課題となっている買物弱者対策については、地元からの要望により「高齢者等安心生活支援事業」のモデル事業を自由ヶ丘地区コミュニティ運営協議会で平成 23 年度末からスタートしている。

- ・シルバー人材センターに対しては引き続き補助を行い、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援した。なお、同センターは平成 24 年 3 月 21 日に県知事から認定を受け、高齢者の生きがいと社会参加の増進を目的とした公益社団法人となった。シルバー農園では 6 地区、293 区画を整備し、利用率はほぼ 100%に達している。また老人クラブでは 53 団体 3,119 人が活動し地域活動、世代間交流等を展開している。
- ・高齢者の健康づくり対策では、65 歳以上の要介護・要支援の認定を受けていない市民を対象に、生活機能の低下状態を評価する介護予防健診（受診者数 3,768 人）と日常生活圏域ニーズ調査（高齢者等実態調査の回答者数 2,498 人）を実施し、これらの結果をもとに生活機能の低下が見られる高齢者宅へ看護師等が訪問のうえ、二次予防事業対象者の把握と個々に応じた介護予防事業の活用・勧奨を行った。また、地域主体の取り組みとして、地域福祉会による「いきいきふれあいサロン」等の介護予防いきいき交流会が離島を含む各地区の公民館等で開設され、生活機能の低下を予防する様々な取り組みが行われている（459 回開催、延べ参加者数 15,302 人）。

（7）高齢者福祉サービスの充実

- ・要介護状態になった高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で、その人らしく日常生活を維持できるよう、介護サービスや高齢者住宅福祉サービスの充実に努める。
- ・地域密着型介護サービス基盤の整備を進め、保健・医療・福祉の関係団体などとの連携を図り、地域全体で高齢者を支援する体制づくりに取り組む。
- ・認知症に関する正しい理解や基礎的知識などの普及啓発により、認知症の予防・早期発見に努めるとともに、認知症高齢者やその家族の支援のため、認知症サポーターの養成に取り組む。
- ・成年後見制度など、権利擁護の推進により、虐待の防止や高齢者の尊厳の確保に努める。
- ・介護保険制度や高齢者在宅福祉サービスなどの総合相談窓口である地域包括支援センターと関係機関との連携により、包括的かつ継続的に高齢者及び家族などへの支援を展開する。

【達成状況】

- ・要介護状態になった高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で、その人らしく日常生活を維持できるよう、介護サービスや高齢者住宅福祉サービスの充実に努めた。
- ・地域密着型介護サービス基盤の整備について、小規模ケアハウス（1 箇所）、小規模特別養護老人ホーム（2 箇所）、グループホーム（1 箇所）、小規模多機能型居宅介護事業所（1 箇所）の 5 施設を介護予防拠点・地域交流施設を併設するかたちで整備し、それぞれ地域密着型サービス

事業所の指定を行った。

- ・市民活動団体との協働により、認知症サポーター養成講座（14回、参加者365人）やリーダー養成講座（9回、参加者358人）、家庭介護教室（5回、参加者90人）、権利擁護普及啓発事業（講演会等1回、参加者152人）を行うとともに、社会福祉協議会への委託により、在宅介護者リフレッシュセミナー（3回、参加者55人）を行った。
- ・成年後見制度については、地域包括支援センターにおいて制度の紹介や活用支援を行うとともに、虐待事例における高齢者の保護など、高齢者の権利擁護及び尊厳の確保に努めた。
- ・地域包括支援センターは、在宅の高齢者に関わる総合的な相談窓口として関係部署や機関、事業所、地域等との連携を図り、幅広い相談に応じるとともに、対象者に介護予防ケアマネジメント（予防給付請求件数 延べ約7,000件、うち市請求分約3,600件）や在宅高齢者福祉サービスの提供を行った。

(8)障害者の地域生活の向上

- ・障害者が地域で安心して生活ができるよう、訪問サービス、日中活動支援や居住サービスなどさまざまな障害福祉サービスを提供し、地域での居住の場であるグループホーム等の基盤整備の促進を図り、障害者の地域生活を支援する。また、障害者の自立と社会参加を推進するため、障害の特性に応じ、市が実施する地域生活支援事業の充実を図る。
- ・障害者が雇用・就労の促進を通じてその能力を最大限発揮できるよう関係機関等と連携し、就労支援の強化を図る。
- ・障害者週間における広報活動、人権講演会や地域でのさまざまな行事への参加等を通じて、障害者に関する正しい知識と理解の普及、啓発活動を推進する。
- ・障害者や家族、介護者等からの相談への対応や、行政サービスの内容について理解を進めるために、身体・知的・精神ごとの指定相談支援事業所の設置を検討する。また、発達障害や高次脳機能障害を含め、障害の特性に応じたきめ細やかな相談体制の充実・強化を図る。
- ・障害者のさまざまな相談から見えてくる地域問題や社会資源の改善・開発などについて、中核的役割を担う障害者自立支援協議会の充実を図る。

【達成状況】

- ・地域生活の支援としては、相談支援事業所と連携しながら積極的に個別支援会議を開催し、利用者のニーズや状況に合わせて複数事業所のサービス（障害福祉サービス及び地域生活支援事業）を組み合わせた支援の提供を行った。また、グループホーム・ケアホームの新設に伴い、地域生活への移行者が増加した。
- ・就労支援としては雇用セミナーを開催し、障害者やその家族、関係機関や地域の支援者に対し、障害者雇用の支援事例報告等を行った。
- ・福祉施設における工賃アップや障害者理解の啓発の取り組みとして、市役所内に福祉売店を開設するとともに、障害者週間に道の駅、ユリックスでまごころ市を開催するほか、市、その他のイベント等でのまごころ市の開催について支援を行った。
- ・身体・知的・精神の各障害や発達障害、高次脳機能障害など個に応じた相談支援の充実として、

平成24年度に計画相談支援事業が創設されるにあたり、市内の障害福祉サービス事業所が出来る限り特定相談支援事業所の指定を受け相談支援体制の充実が図られるように説明会を開催し、施設の体制づくりを促した。

- ・障害者自立支援協議会の活動としては、就労部会では雇用セミナー開催のほか、障害者就業・生活支援センターの開設に伴い、職場実習の窓口を一本化するとともに実習先のリストを作成した。生活部会では、地域課題を整理し、本人・家族の意思を尊重した支援を行うためのアセスメント（本人のニーズや能力、生活上の課題等について情報収集し、分析すること）のあり方について研修会を開催。また、障害者の地域生活におけるボランティアセンターの活用について意見交換及び協議を開始した。

(9)介護保険の健全運営

- ・今後見込まれる要介護者の増加に対応できるように、サービス提供体制の管理と介護給付の適正な管理運営を行う。
- ・被保険者の不利益とならないよう、県が実施する認定審査及び認定調査にかかる研修等に積極的に参加、習得し、介護認定の平準化に努め、適正かつ公正、迅速な認定事務の推進を図る。

【達成状況】

- ・サービスの質の向上を図ることを目的に事業所連絡会やケアマネジャー研修会を実施、介護給付の適正化対策として、ケアプランチェックや住宅改修等の現地調査を行うとともに、給付実績のチェックによる過誤請求等の適正化、給付費通知の発送による不正請求抑止を図った。
- ・県が実施する研修会等に適時参加し、介護認定の平準化に努めた。また随時発生する認定審査を取り巻く状況変化に適宜対応し、適正かつ公平な認定審査を実施した。

(10)国保・後期高齢者医療保険の健全運営

- ・国民健康保険制度の適切な運営を図るため、レセプト点検等の充実、保険税収納の確保および滞納の解消を図るとともに、特定健診や特定保健指導などの医療費適正化に向けた取り組みの強化を図る。
- ・広域連合の一員として、後期高齢者医療制度の安定運営を図るため、保険料の徴収、制度の分かりやすい説明や周知に取り組む。
- ・制度運営に関し、必要な事項については、広域連合をはじめ、国、県にも働きかけをする。

【達成状況】

- ・国民健康保険税の収納については、滞納整理事務計画を策定し、同計画に基づく体系的、計画的な滞納整理や国税徴収法に基づく的確な搜索の実施などを中心に、関係課で連携・協力しながら、収納の確保及び滞納の解消に取り組み、徴収率が95.3%（対前年度比0.6%増）となった。医療費の適正化をより一層促進するため、レセプト点検では重点項目（入院医療費の算定項目の適否や傷病に対する薬剤投与の妥当性など）を定め、内容点検の強化を図るとともに、

ジェネリック医薬品の利用促進のため、希望カードを含めた普及啓発チラシの全戸配布やジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知などを実施した。糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、40歳～74歳の国民健康保険の被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を主とする生活習慣病のリスクの早期把握・解消を狙いとした特定健康診査と特定保健指導を平成20年度から実施し、平成21年度からは、対象年齢を30歳代の働く世代へ拡大して実施するなど、若い世代からの生活習慣病予防策を講じている。特定健康診査の周知・啓発については、対象者へのダイレクトメール、住民健診案内パンフレットの配布、広報紙及び市ホームページへの掲載等による情報提供を行い、133回の集団健診を実施した。

平成23年度の特定健康診査については、センター健診101回、地域健診32回（土曜日・日曜日12回を含む）、個別医療機関での健診と受診機会を拡充したが、想定受診率約33%と目標値（60%）を大きく下回る状況であり、特定保健指導も前年度実施率21%前後の見込みであり、目標値（35%）に届かない状況であるため、今後とも、受診率・実施率の向上に向けた取り組みを強化する。

- ・後期高齢者医療保険料の収納向上のため、保険料収納対策事業の補助採択を受け、被保険者に対する口座振替の案内と保険料の納付勧奨を強化したことで、普通徴収収納率が99%（対前年度比0.3%増）、口座振替の割合が64.7%（対前年度比4.7%増）となった。

（11）生活支援の充実

- ・生活保護相談件数の増加に対応するため、制度を熟知している面接相談員の活用や生活保護のしおりなどにより、わかりやすい説明に努める。
- ・自立に向けて、ケースワーカーや就労支援員による援助を適宜行う。
- ・国保加入者における生活困窮者については、個々に相談を受け、関係各課とも連携して対応する。
- ・一時的に生活費等の資金を必要とする生活困窮者については、社会福祉協議会と連携し、福岡県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の利用促進を図る。
- ・離職による住居の喪失またはそのおそれのある方へ住宅手当緊急特別措置事業を案内し、支援を行う。

【達成状況】

- ・宗像市の生活保護率は平成24年3月で10.1%、平成23年度平均では9.6%と増加傾向にある。
このような状況のなか、来年度は面接相談員の更新を予定しており、これに備えて公募により県保護課OBの採用を決定し、人材を確保した。
- ・生活保護者の就労支援については自立支援プログラムの活用を図り、専門の就労支援員により生活保護者の稼働可能な保護者に対して就労支援を行い、3件の就労による保護廃止を行った。
- ・国保加入者の生活保護相談時に、平成24年度、日本年金機構が実施する「ねんきん記録発見支援モデル事業」の取り組みの検討を行い、国民年金係と共同で実施することを決定した。
- ・生活困窮者及び住居喪失者に対し、社会福祉協議会と連携し8件の住宅手当緊急特別措置事業を実施した。